

平成29年度衣浦六市高齢者福祉担当課長・係長会議 次第

日時：平成29年7月10日（月）

午後3時30分から午後5時まで

場所：安城市役所さくら庁舎2階 第36会議室

1 あいさつ

2 自己紹介

3 議題

- (1) 民間企業の高齢者向けサービスの把握と情報提供の状況について（刈谷市提出）
- (2) 新しい総合事業の実施状況について（刈谷市提出）
- (3) 寝具洗濯、乾燥サービス事業の対象者の条件について（知立市提出）
- (4) 地域支援事業における、多様な主体による生活支援サービスの考え方について（刈谷市提出）
- (5) 軽度生活援助事業と総合事業における訪問型サービスについて（安城市提出）
- (6) 措置入所時と解除時の決定権者について（安城市提出）

4 その他

次回衣浦六市高齢者福祉担当課長・係長会議幹事市 知立市

衣浦六市高齢者福祉担当課長・係長会議 出席者名簿

市名	所属名	職名	氏名（フリガナ）	現職年数
碧南市	高齢介護課	課長	(ヤマダ マサヒロ) 山田 昌宏	0年3月
"	"	課長補佐兼 高齢福祉係長	(タカハシ シゲトシ) 高橋 重利	0年3月
"	"	高齢福祉担当係長	(ノグチ ヨシヒロ) 埜口 義広	1年3月
刈谷市	長寿課	課長	(イトウ マサト) 伊藤 雅人	1年3月
"	"	高齢福祉係長	(マツウラ アキコ) 松浦 章子	2年3月
"	"	管理係長	(ヤマナカ ユウゾウ) 山中 裕三	2年3月
西尾市	長寿課	主任主査	(ハンジ サチコ) 判治 幸子	4年3月
知立市	長寿介護課	課長	(シミズ ヒロカズ) 清水 弘一	2年3月
"	"	地域支援係長	(オオブチ ナオヤ) 大淵 直也	0年3月
"	"	長寿係長	(ヨコヤマ ジュンジ) 横山 純司	0年3月
高浜市	介護保険障がいグループ	グループリーダー	(タケウチ マサオ) 竹内 正夫	3年3月
"	福祉まるごと 相談グループ	"	(ノグチ マサキ) 野口 真樹	2年3月
"	"	主査	(ヤマモト シズエ) 山本 静江	1年3月
安城市	高齢福祉課	課長	(ハラダ ジュンイチロウ) 原田 淳一郎	2年3月
"	"	主幹	(ナグラ タケシ) 名倉 建志	0年3月
"	"	課長補佐兼 地域支援係長	(スズキ タカヒロ) 鈴木 貴博	0年3月
"	"	高齢福祉係長	(シミズ ヒロアキ) 志水 浩秋	1年3月

各市議題取りまとめ表

議題	1	提案市	刈谷市
件名	民間企業の高齢者向けサービスの把握と情報提供の状況について。		
要旨、提案理由等	豊明市の民間サービスを窓口で紹介する取組みが新聞で取り上げられ（5月14日（日）、別添ファイル参照）、厚生労働省も市と企業と高齢者を結びつけた取組みを評価しているが、各市の民間事業所との提携等の状況について伺いたい。		
提案市の状況等	介護保険の指定等を受けた事業所や事業委託をした事業所以外、お弁当屋、掃除屋などの事業所を紹介し、つなげるようなサービスは現在無い。今後多様なサービスを作る上で要検討。		

碧南市	<p>碧南市では、豊明市で実施されているような取組みを実施していません。</p> <p>碧南市の民間事業所との提携等については、各市で実施されている高齢者見守りネットワークのみです。</p> <p>配食サービスについては事業所からの情報提供がありそれをケアマネジメントに利用できるよう関係者間での情報共有にまとめています。</p>
西尾市	西尾市では、民間事業所との提携等は行っていません。
知立市	<p>平成29年7月より開始予定の「やるっぴ！まちかど運動教室」において、市内5会場で実施予定だが、その内1会場は市内のスーパー銭湯のロビーを借りて実施予定。スーパー銭湯との連携により、教室の参加者にはスーパー銭湯の割引等の特典を検討している段階である。</p> <p>また移動販売を実施しているまたは実施予定の企業に働きかけ、買い物難民の多い地域で住民より希望のあった地域を中心に移動販売のルートを検討してもらうなどの連携を図っていく予定。</p>
高浜市	当市では、まだ行えていません。
安城市	民間事業所の提携等の予定はありません。

各市議題取りまとめ表

議題	2	提案市	刈谷市
件名	新しい総合事業の実施状況について		
要旨、提案理由等	住民主体のサービスの構築に向けた取り組み等及び事業対象者のサービス利用状況について伺いたい。また、サービス利用実績の管理方法についても伺いたい（管理のため包括支援センターから書類提出を受けている場合は、その様式を一部ご恵与ください）。		
提案市の状況等	今年度より、住民主体の介護予防活動団体に対し、補助金を出し活動を支援する「サロン等活動補助事業」を開始するなど、サービス構築に努めている。その中、ケアマネジメントA以外のサービス利用状況を把握すべきか等、課題にあがっている。		

碧 南 市		<p>1 住民主体のサービスの構築に向けた取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の団体の活動状況を把握し整理している。 ・住民によるサービス創出の動きがある地区においては地域ケア会議、勉強会を開催 <p>2 事業対象者のサービス利用状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4・5月の事業対象者は23名（要支援認定より9名、新規14名）。サービス利用は予防専門型訪問サービス1名、家事援助型訪問サービスは2名、予防専門型通所サービス12名、運動器中心型通所サービス5名の利用。 <p>3 サービス利用実績の管理方法</p> <p>碧南市の介護予防・生活支援サービス事業は訪問型、通所型の現行相当、サービスAで開始。審査支払いは国保連合会で行うためそれ以上の管理事務はない。</p> <p>総合事業開始に伴い、「介護予防の重視」、「本人視点」をケアマネジメントに活かせるよう、高齢介護課地域支援係で介護予防プラン確認会議を開き、介護予防プランを地域包括職員と地域支援係保健師、社会福祉士で共有している。</p>
西 尾 市		<p>1) 住民主体のサービス構築に向けた取り組みについて</p> <p>西尾市では第1号通所・訪問事業は実施していません。</p> <p>一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）として、今年度より「高齢者通いの場運営支援事業」として26団体へ補助をしています。</p> <p>【団体の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 宅老所 ② 介護予防に関する活動を行う団体（健康づくり団体等）

西尾市	<p>③サロン</p> <p>2) 事業対象者のサービス利用状況について 事業対象者として新規受付件数は72件(H29.6.20現在)ですが、そのほとんどが事業の移行による新規申請です。 サービス利用実績の管理は介護保険電算システムで行っています。 月別・サービス事業別などの利用実績の管理については検討中です。</p>						
知立市	<p>知立市では、平成29年度住民主体サービスの実施はありません。 平成30年度以降、生活支援訪問型サービスBを実施予定です。 通所型サービスBについては、既存のサロンの状況を踏まえながら、制度のどの部分に位置づけていくか検討中です。</p>						
高浜市	<p>[住民主体のサービスの構築に向けた取り組み] 昨年度から福祉部内で住民主体のサービスを構築するための検討会を開催しています。</p> <p>[事業対象者のサービス利用状況] 平成28年度実績は、事業対象者40名、うち20名が通所型サービスを利用しています。訪問型サービス利用者はいません。</p> <p>[サービス利用内訳] (名)</p> <table border="1" data-bbox="326 1084 953 1227"> <thead> <tr> <th>サービス種別</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通所型サービス(みなし)</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>通所型サービスA</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>[サービス利用実績の管理方法] 地域包括支援センターが使用しているシステム上において、利用実績の管理を行っています。また、地域包括支援センターが直営のため、書類等による提出は行っていません。</p>	サービス種別	利用者数	通所型サービス(みなし)	2	通所型サービスA	18
サービス種別	利用者数						
通所型サービス(みなし)	2						
通所型サービスA	18						
安城市	<p>【取り組み及び利用状況】 支援者に対し補助金で対応</p> <p>①住民主体の訪問型サービスB 補助内容 実利用者1人当たり月額500円 月上限額10,000円 実施内容 ひとり暮らし高齢者のゴミ出し支援 実施団体 2団体 利用者数 2名(1団体1名ずつ)</p> <p>②通所型サービスB 実績なし</p> <p>【実績の管理状況】 年度末に実績報告を受けます(その他、必要な場合に報告) ※別添 実績報告書様式</p>						

各市議題取りまとめ表

議題	3	提案市	知立市
件名	寝具洗濯、乾燥サービス事業の対象者の条件について。		
要旨、提案理由等	寝具洗濯、乾燥サービス事業を実施している市にお聞きします。各市の対象者の条件を教えてください。		
提案市の状況等	対象者の条件が、要介護4又は5の認定を受けている者、1・2級の身体障害者手帳を持っている者となっている。それ以外におおむね65歳以上のひとり暮らしの者も対象者となっている。健常者であれば一般の人とかわりないため、過剰なサービスと考え、対象者から除外したいと考えている。		

碧南市	<p>対象者の条件は、市内に住所を有する在宅の者で、以下のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 要介護認定の訪問調査における、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がランクB以上又は認知症高齢者の日常生活自立度がランクⅢa以上の状態が3ヶ月以上続いているおおむね65歳以上の者 2 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者であって利用が必要と認められる者 3 身体障害者手帳1級又は2級に該当する満18歳以上の者 4 療育手帳制度の障害の程度がAと判定された満18歳以上の者
刈谷市	<p>寝具クリーニング ＜対象者＞</p> <p>在宅ねたきり・認知症高齢者見舞金受給者と等しく、65才以上の在宅で、有効な要支援・要介護認定での主治医意見書や医師の作成した診断書が、障害高齢者日常生活自立度B1以上、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲa以上の状態である人。</p> <p>布団乾燥 ＜対象者＞</p> <p>65歳以上の高齢者のみの世帯で、布団の衛生管理が困難な方。</p>
西尾市	<p>現在、西尾市では寝具洗濯、乾燥サービス事業は行っておりません。</p>

寝具洗濯、乾燥サービス事業としては行っていませんが、介護保険横だしサービスとして、在宅における日常生活での要介護状態等の軽減及び悪化の防止を支援することを目的とした介護用品等の給付を実施しており、その中で寝具洗濯乾燥も対象となっています。

(対象者)

介護保険法に基づく要支援者・要介護者及び第1号事業対象者で、平成29年7月1日現在、介護保険施設、養護老人ホーム又は医療機関（3ヶ月以上継続して入院）に入所・入院していない方

(利用できるサービス)

- ・介護用品（紙おむつ、紙パット、尿とりパットに限る）
- ・口腔ケア介護用品（商品名に「口腔ケア」及び「介護用」と明記されているもの）
- ・じょくそう処置のための用品（ガーゼ、フィルム材、固定用テープ）
- ・理容、美容サービス
- ・高浜市社会福祉協議会のふれあいサービス ・シルバー人材センターの家事援助事業
- ・いきいき号乗車チケット購入 ・寝具洗濯乾燥
- ・市内介護予防拠点施設（宅老所、IT工房くりっく、あかおにどん）の利用料 ※昼食代、材料費は除く

(支給額)

自己負担金は「介護保険負担割合証（平成29年8月1日からの有効のもの）」に記載の負担割合

要介護度	支援券支給 限度額	自己負担金 (1割)	自己負担金 (2割)
要支援1・2 及び第1号事業 対象者	10,000円	1,000円	2,000円
要介護1～3	20,000円	2,000円	4,000円
要介護4・5	50,000円	5,000円	10,000円

高浜市

安城市

要介護4又は5の認定を受けている者及び日常生活自立度Ⅲa以上の者、1・2級の身体障害者手帳を持っている者。おおむね65歳以上のひとり暮らし認定者及び高齢者世帯も対象となっているが日常生活を営むうえで支援の必要な理由を明記してもらっている。

各市議題取りまとめ表

議題	4	提案市	知立市
件名	地域支援事業における、多様な主体による生活支援サービスの考え方について。		
要旨、提案理由等	<p>高齢者（要支援者・事業該当者以外を含む）への生活支援（インフォーマルサービスを含む）サービスの提供をどのようにお考えでしょうか。</p> <p>サービスBへ位置づけ、ケアプランを経てサービス事業として補助を行うか、または生活支援体制整備事業や任意事業の活用をお考えか、ご教示ください。</p>		
提案市の状況等			

碧 南 市	<p>碧南市は、総合事業は現行相当に合わせてサービスAを組み立てて開始しました。</p> <p>多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供と利用についてはどの様に実施していくか検討中です。</p> <p>高齢者がどんなサービスがあれば住み慣れた地域で暮らせるか？、2に記載した介護予防プラン確認会議や介護保険事業計画策定の際のアンケート調査で収集した情報をもとに事業を考えていく予定です。</p>
刈 谷 市	<p>地域の元気な高齢者による高齢者の生活支援の形成に向け、既存事業（介護予防ポイント事業）で、ゴミ捨てのお手伝い等、高齢者の地域活動でもポイント付与できるように検討中。</p> <p>サービスBへの認定について制度が無いので、検討が必要と考えている。</p> <p>今年度、住民主体の通所型サービスにつながる事を期待し、地域住民の介護予防に資する活動に対して補助金を出す「地域サロン活動等補助事業」（月1回1時間以上の活動で、事業対象者、要支援認定者等3名以上いれば、年額36000円を上限に補助する。）を始める。</p> <p>また、高齢者10名以上の継続的な活動グループに療法士を派遣する「リハビリテーション活動支援事業も実施し、地域住民の介護予防活動を支援します。</p>
西 尾 市	<p>生活支援体制整備事業における生活支援サービスの展開を考えている。</p>

高 浜 市	<p>地域内分権の一環として市内小学校区ごとに設立した「まちづくり協議会」の一部では、事業として見守り訪問や多様な生活サービスが行われています。そこで、それらの活動の課題や地域の課題等を検討し、生活支援体制整備事業の中で考えていきたい。</p>
安 城 市	<p>【多様な主体による生活支援サービスの考え方について】 支援者に対する補助金で対応 ・日常生活支援活動（介護予防・生活支援サービス事業型 訪問型サービスB） ・通いの場活動（一般介護予防型） ・通いの場活動（介護予防・生活支援サービス事業型 通所型サービスB） 生活支援コーディネーターが地域の団体の支援を行っています。 ※別添 要綱</p>

= M E M O =

各市議題取りまとめ表

議題	5	提案市	安城市
件名	軽度生活援助事業と総合事業における訪問型サービスについて。		
要旨、提案理由等	<p>軽度生活援助事業と総合事業の訪問型サービスの両方を実施している場合において、その実施方法についてご教示ください。</p> <p>(1) 対象者の振り分けの仕方について。</p> <p>(2) 軽度生活援助を利用していた人を訪問型サービスに移行した場合、移行までの流れについて（事業所や利用者への説明、移行の手続きなど）。</p> <p>(3) 今後見直しの予定について、あればその方針について。</p>		
提案市の状況等	<p>今年度、既存の軽度生活援助と訪問型サービスが並存している中で両サービスの内容の多くが重複しており、かつ安城市の場合、軽度生活援助の単価が安い（剪定を除き1時間100円）ため、ひとり暮らし高齢者等の条件を満たすものは軽度生活援助のサービスに流れ、訪問型サービスに対してサービスの拡大を阻害する恐れがあります。</p> <p>以上のことから、今年度見直しを検討しております。</p>		

碧南市	<p>(1) 総合事業対象者及び介護認定を受けている者は、訪問型サービスで受けることができないサービス(資源ごみのごみ出しや家周りの手入れなど)のみを軽度生活援助事業で利用できるように定めている。</p> <p>(2) 平成28年3月末時点で、訪問型サービスと内容が重複しているサービスを利用している者はいなかったため、軽度生活援助事業利用者から訪問型サービスに移行したケースはない。</p> <p>(3) 軽度生活援助事業の事業項目を「資源ごみのごみ出し」と家周りの手入れや軽微な修繕のみとする予定。</p>
刈谷市	<p>現在、軽度生活援助事業は行っていません。</p> <p>高齢者の就労支援から成り立ったシルバー人材センターのワンコインサービス(30分500円利用者負担)が、軽度生活援助事業相当と考えられるかもしれないが、利用対象者が高齢者だけでは無いので、阻害には至らないと考えています。</p> <p>訪問型サービスについて、高齢者の閉じこもり予防を目的とした既存事業の見直し段階で問題があれば、検討していきたいと考えていきたい。</p>

西尾市	現在、両方を実施していない。
知立市	知立市においては、総合事業開始に伴い、軽度生活援助を廃止しました。
高浜市	<p>(1) 総合事業のチェックリストで、対象から漏れた方については、軽度生活援助事業の利用となりますが、現状そのような方はいません。</p> <p>(2) 現在のところ移行した方はいません。現在の利用者は総合事業開始前から利用している方のみです。</p> <p>(3) 見直しの必要性については感じていますが、今のところ未定です。</p>

=MEMO=

各市議題取りまとめ表

議題	6	提案市	安城市
件名	措置入所時と解除時の決定権者について		
要旨、提案理由等	<p>老人ホーム入所等は、老人福祉法第11条において「市町村は・・・」と明記されており、また「老人ホームへの入所措置等の指針について（平成18年3月31日付け第0331028号厚労省通知）」の第2において、「法第11条の・・・<u>社会福祉事務所長</u>に委任することができる」と明記されている。</p> <p>措置の解除については、法第12条において「<u>市町村長</u>は・・・」と明記されており、福祉事務所長に委任できる旨の文書は見当たらない。</p> <p>各市において、措置入所時と解除時の決定権者を誰にしているのか、また、解除時の決定権者が社会福祉事務所長である場合の解釈についてご教示願いたい。</p>		
提案市の状況等	本市の場合は、措置入所時、解除時ともに社会福祉事務所長名で決定をしています。		

碧南市	措置入所時、解除時ともに社会福祉事務所長名で通知している。（昭和38年7月31日社発第468号「老人福祉法施行細則準則について」に基づき制定した碧南市老人福祉法施行細則の第6条による。）
刈谷市	<p>法第11条において市町村が採らなければならないとされている措置は、指針の第2において、社会福祉事務所長に委任可能とされている。</p> <p>また法第12条の「措置の解除」の「措置」は、「法第11条にもとづく措置」と同様であると考え、措置解除も委任可能と解釈することは可能と考える。</p>
西尾市	本市の場合も、措置入所時、解除時ともに社会福祉事務所長名で決定をしています。
知立市	<p>知立市の場合も、措置入所時、解除時ともに社会福祉事務所長名で決定をしています。</p> <p>老人福祉法第五条の四第二項各号において、「市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない」と明記されており、その業務とは「老人の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること」、「必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと」とされています。そして、法第五条の五において、市町村の設置する福祉事務所が主として</p>

知立市	<p>この業務を行うものとするされています。</p> <p>つまり、法の施行にあたり、老人福祉に関し、必要な指導、並びに付随する業務を行う主体は福祉事務所と考えられ、措置入所と解除も老人福祉に関する必要な指導、並びに付随する業務と考えられます。したがって、措置入所時と解除時の決定権者は社会福祉事務所長で問題ないと解釈しています。</p>
高浜市	<p>「高浜市福祉事務所長に対する事務の委任に関する規則」に基づき、措置入所時、解除時ともに福祉事務所長名で決定しています。</p>

= M E M O =

購入商品無料配送 ■ 自宅の片付け ■ 介護予防教室…

民間のサービス お年寄りに紹介

高齢者の快適な暮らしをサポートしようと、豊明市は購入商品の無料配送などの介護保険では受けられない民間サービスを窓口で紹介する取り組みを始めた。市役所が各種サービスの情報を提供することで、利用者と事業者の利便性向上をはかる。増加する高齢者の健康寿命を延ばすねらいがあるという。



市は1時間3千円で自宅の片付けをする清掃会社、介護予防教室を開くスミングクラブ、カラオケ店、無料送迎バスに乗って割安に風呂に入れる日帰り入浴施設など、九つの企業・団体と協定を結んだ。窓口を訪れた高齢者にこれらの民間サービスを紹介する。自己負担があるものがほとんどだが、市が企業側と協議を重ねて最低限の価格に抑えているという。新たに協

コープとよあけ店で買った商品を自宅に届けてもらった村瀬典世さん(左) ■ 豊明市

豊明市が9企業・団体と協定

定を結ぶ企業も募っている。

生活協同組合コープあいち(本部・名古屋市名東区)は、豊明市と協定を結んだ団体の一つ。名鉄前後駅前の「コープとよあけ店」では、65歳以上の組合員が店頭で買った商品を、その日のうちに無料で自宅に届けるサービスが好評だ。約500人が登録している。

市高齢者福祉課の窓口やケアマネジャーを通じてチラシを配布したところ、利用者が急増したという。電話注文で商品の宅配に応じる新たなサービスも始めた。

全盲の村瀬典世さん(71)は、歩いて買い物に行くのが日課。白杖に加えて買い物袋を両手に持って帰るのは危険だと感じている。「買ったものを届けてくれるので助かる。家で引きこもっているのはよくない。買い物に行けば店員さんとお話もできて元気になれる」と話す。

豊明市がこの取り組みに力を入れるのは、高齢者が

今後増え続けるためだ。市の高齢化率(1月1日時点)は25・1%で、県全体を1・2ポイント上回る。75歳未満の前期高齢者の人口が多く、2025年には後期高齢者が現在の1・5倍の約1万1500人になると予想されている。

今後、介護の担い手不足も心配されることから、高齢者の健康寿命を延ばすことが課題となっている。

市高齢者福祉課の松本小牧さんは「高齢者は便利なサービスの利用の仕方がわからず、事業者も高齢者にどうアプローチすればいいか悩んでいる。双方をつなぐ、介護保険だけでは支えきれない高齢者の生活を支援したい」と事業の目的を説明する。

高齢者が住み慣れた地域で最後まで暮らすことを目的とした地域包括ケアシステムを進める国も、豊明市の取り組みに注目する。

厚生労働省の担当者は「市の職員が自ら当たって企業と高齢者をつ結びつけた点が素晴らしい。同様の取り組みを全国に広げたい」と話した。

(小若理恵)

平成 年 月 日

安城市長

団体名

代表者の住所

代表者の役職・氏名

印

安城市高齢者地域生活支援等実施団体活動支援事業補助金実績報告書

みだしのことについて、下記のとおり報告します。

記

補助金交付 決定年月日	平成 年 月 日 第 号	
事業の種類	<input type="checkbox"/> 日常生活支援活動 <input type="checkbox"/> 通いの場活動(一般介護予防事業型) (<input type="checkbox"/> 施設整備費 <input type="checkbox"/> 初年度開設経費 <input type="checkbox"/> 賃借料 <input type="checkbox"/> 運営費) <input type="checkbox"/> 通いの場活動(介護予防・生活支援サービス事業型) (<input type="checkbox"/> 施設整備費 <input type="checkbox"/> 初年度開設経費 <input type="checkbox"/> 賃借料 <input type="checkbox"/> 運営費)	
事業実施期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
補助金交付決定額	円	
補助金所要額	円	
補助金精算額	円	
連絡責任者	役職・氏名	
	住所	
	電話・FAX	
	E-mail	

※裏面にも記入してください。

活動実施内容

活動の名称	
活動の開始日	年 月 日

1 日常生活支援活動

実利用者数	人	うち要介護認定者	人
活動の従事者数(実人数)	人		
活動での支援内容 ※個々の対象者にどのような支援をしたのか具体的に記入してください。			

2 通いの場活動

月ごとの延べ利用者数・開催回数 ※要支援認定者・事業対象者数は介護予防・生活支援サービス事業型のみ記載してください。	4月	人 (うち要支援者数・事業対象者 人)	回開催
	5月	人 (うち要支援者数・事業対象者 人)	回開催
	6月	人 (うち要支援者数・事業対象者 人)	回開催
	7月	人 (うち要支援者数・事業対象者 人)	回開催
	8月	人 (うち要支援者数・事業対象者 人)	回開催
	9月	人 (うち要支援者数・事業対象者 人)	回開催
	10月	人 (うち要支援者数・事業対象者 人)	回開催
	11月	人 (うち要支援者数・事業対象者 人)	回開催
	12月	人 (うち要支援者数・事業対象者 人)	回開催
	1月	人 (うち要支援者数・事業対象者 人)	回開催
	2月	人 (うち要支援者数・事業対象者 人)	回開催
	3月	人 (うち要支援者数・事業対象者 人)	回開催
	計	人 (うち要支援者数・事業対象者 人)	回開催
活動の従事者数(実人数)	人		

活動の実施内容	
---------	--

3 通いの場施設整備、初年度開設経費

建物の修繕・工事内容	
備品の内容	
上記以外の初年度開設経費の内容	

4 活動の効果、課題、来年度の目標等

--

5 活動の詳細

4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月

※日常生活支援活動の場合、個々の対象者にどのような支援をしたのかを具体的に記入してください。

※通いの場活動の場合、各開催日にどのような活動を実施したのかを具体的に記入してください。

安城市寝具洗濯乾燥事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日常生活を営むうえで支援の必要な高齢者等の福祉の増進を図るため実施する安城市寝具洗濯乾燥事業(以下「事業」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 寝具は、布団及び毛布とし、月に1回寝具乾燥を行う。
- (2) 寝具の丸洗い、殺菌及び乾燥を毎年5月、8月、11月及び2月の4回行い、寝具の殺菌及び乾燥を毎年4月、6月、7月、9月、10月、12月、1月及び3月の8回行うものとする。
- (3) 1回当たりの利用につき、それぞれ布団にあっては3枚まで、毛布にあっては2枚までとする。

(利用対象者)

第3条 事業を利用することができる者(以下「利用対象者」という。)は、市内に居住し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) おおむね65歳以上の次に掲げる者
 - ア 在宅でねたきりの状態の者
 - イ 市長がひとり暮らし高齢者と認定した者
 - ウ 介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の21に規定する認知症である者
 - エ おおむね65歳以上の者のみで構成される世帯に属する者
- (2) 重度心身障害者

(実施方法)

第4条 事業の実施は、寝具乾燥業者に委託して行う。

- 2 寝具乾燥業者は、寝具の収集及び配達を巡回して行うものとする。

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする者は、寝具洗濯乾燥申請書(様式第1)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合には、速やかにその内容を審査し、事業の利用可否を決定し、寝具洗濯乾燥事業利用決定・却下通知書(様式第2)を申

請者に交付するものとする。

(費用)

第6条 事業に要する利用対象者の費用は、無料とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

寝具乾燥事業利用決定・却下通知書

年 月 日

様

安城市長

利用者	氏名	
	住所	
利用料	無料	
決定区分及びその理由	<input type="checkbox"/> 利用決定 <input type="checkbox"/> 利用却下 (理由)	
<p>1 サービスの内容</p> <p>このサービスは、安城市が業者に委託して実施しています。</p> <p>(1) お一人につき布団3枚、毛布2枚までを毎月1回殺菌・乾燥します。</p> <p>なお、年4回(2月、5月、8月、11月)は、殺菌・乾燥に加え、寝具の水洗いを行ないます。</p> <p>(2) このサービスは、業者がみなさまのお宅を巡回して毛布や布団を収集し、殺菌・乾燥終了後すみやかにお届けします。</p> <p>(3) 実施日は、業者が直接お知らせします。</p> <p>2 利用上のお願い</p> <p>(1) 寝具からシーツをはずして業者にお渡してください。</p> <p>(2) サービスは、毎月初旬に実施しますが、天候等の理由により予定日に変更になる場合があります。変更時には、業者から事前に連絡がいきますが、連絡等がないような場合にはお手数ですが、高齢福祉課までご連絡頂きますようお願いいたします。</p> <p>(3) 業者が寝具をお届けにあがる際、サービスをご利用になられた皆様よりご確認印をいただきますので、できる限り自宅で寝具の配達をお待ちくださいますようお願いいたします。</p> <p>当日、ご自宅を留守にされる場合は、必ず業者に連絡してください。</p> <p>(4) 何らかのご都合により、サービスが不要になられましたら、高齢福祉課までご辞退の旨をお申し出ください。</p> <p>お問合せ先 安城市役所高齢福祉課 地域支援係 (北庁舎1階) 電話71-2223 (直通) 寝具乾燥事業者</p>		

様式第1 (第5条関係)

寝具洗濯乾燥申請書

安城市長

注意 該当する項目のみ記入してください。

申請日	年 月 日
-----	-------

申請者	住所			
	氏名	⑩ ※自署の場合は、押印は不要です。	電話番号	—
対象者	氏名	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ		
	生年月日	年 月 日		
申請理由				
略 図				

課長	主幹	係長	担当

安城市高齢者地域生活支援等実施団体活動支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安城市高齢者地域生活支援促進事業実施要綱（平成27年7月15日施行）第2条第1項第2号に規定する高齢者地域生活支援等実施団体活動支援事業について、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 市長は、この要綱に定めるところにより、高齢者地域生活支援等実施団体の活動を支援するため補助金を交付する。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 安城市内で活動する団体であること。
- (2) 暴力団等との関係を有しない団体であり、政治活動、宗教活動又は営利を目的としない団体であること。
- (3) 団体の規約、会則等（以下「規約等」という。）で、その組織及び運営に関する事項が定められ、代表者が明確であること。
- (4) 法人の場合は、法人の市民税の申告を行い、安城市税を滞納していないこと。

(補助対象活動)

第4条 補助金の交付の対象となる活動（以下「補助対象活動」という。）は、団体自らが主催、運営し、別表第1に掲げる日常生活支援活動又は通いの場活動を通して、高齢者を地域の中で見守り、支える活動とする。

(補助金の額等)

第5条 補助対象経費及び補助金の額は、補助対象活動の種類に応じ、別表第2から別表第4までに掲げるとおりとする。ただし、補助金の額は、補助対象経費から利用者負担金その他の収入を控除した額を限度とする。

2 補助金の額に、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、安城市高齢者地域生活支援等実施団体活動支援事業補助金交付申請書（様式第1）

に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書（様式第2）
- (2) 収支予算書（様式第3）
- (3) 団体の規約等
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査のうえ、補助金の交付を決定したときは、申請団体にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付を決定するときは、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 従事者の清潔の保持、健康状態管理のための対策を講じること。
- (2) 従事者又は従事者であった者は、正当な理由なく活動上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。
- (3) 補助対象活動の実施により事故が発生した場合に、次の措置を講じること。
また、その実施方法を定めること。

ア 事故発生時は、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。

イ 事故の状況、事故に際して講じた措置を記録すること。

ウ 補助対象活動の実施により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

(4) 補助対象活動を廃止又は休止をする場合は、届出をするとともに、当該活動の利用者の便宜を図ること。

(5) 市、安城市社会福祉協議会、地域包括支援センター等関係機関が市民への情報提供を目的に作成する台帳へ申請団体を登録することに同意すること。

(6) 活動の際は、従事者を必要数（通いの場活動は、常時1名以上）配置すること。

(7) 正当な理由なく利用申込を拒否しないこと。

(8) その他市長が必要と認めること。

（補助金の交付）

第8条 前条第1項の交付の決定を受けた者（以下「補助団体」という。）は、市長が定める日までに規則第9条第3項の補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出を受けたときは、これを支払うものとする。

(計画の変更)

第9条 補助団体は、補助金の交付決定を受けた後において、当該活動の計画を変更する場合（廃止し、又は中止する場合を含む。）は、直ちに安城市高齢者地域生活支援等実施団体活動支援事業補助金変更交付申請書（様式第4）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により変更申請があったときは、変更内容を審査し、その内容が適当であると認めるときは、第7条の規定による決定を変更し、補助団体に対して安城市高齢者地域生活支援等実施団体活動支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第5。以下「変更通知書」という。）により通知する。

(実績報告)

第10条 補助団体は、補助対象活動の完了後30日以内又は翌年度の4月10日までのいずれか早い期日までに安城市高齢者地域生活支援等実施団体活動支援事業補助金実績報告書（様式第6）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第7）
- (2) 収入及び支出の内訳が分かる領収書等の書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助対象活動の円滑かつ適正な遂行を図るため必要と認めるときは、補助団体に報告を求め、又は調査することができるものとする。

3 補助団体は、前項の規定により報告を求められたときは書面により報告しなければならない。

(是正のための措置)

第11条 市長は、前条第2項の規定による報告又は調査の結果、適正に遂行されていない又は第7条第2項の規定により付した条件に適合しないと認めたときは、補助団体に対して是正の措置を講じることを命ずるものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 補助対象活動に関する申請、報告等について不正があったとき。

- (2) 補助金を当該補助対象活動以外の用途に使用したとき。
- (3) 第7条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (4) 第9条第1項又は第10条第1項に規定する書類を提出しなかったとき。
- (5) 第11条に規定する是正の措置の命令に従わなかったとき又は法令に違反したとき。
- (6) その他市長が取消しに相当する事由があると認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合においては、速やかに補助団体に対して安城市高齢者地域生活支援等実施団体活動支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第8。以下「取消通知書」という。）により通知する。
- 3 第1項の規定は、第10条の実績報告により交付すべき補助金の額が確定した後においても適用する。

（補助金の返還）

第13条 市長は、第9条第2項の規定により補助金の交付の決定を変更したとき又は前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときにおいて、当該変更又は取消しに係る部分において既に補助金が支払われているときは、変更通知書又は取消通知書により期限を定め、その返還を補助団体に命ずるものとする。

（公表）

第14条 市長は、補助団体の交付申請書及び報告書について、公表できるものとする。

（市の施策への協力）

第15条 補助団体は、補助対象活動と市の高齢者福祉施策の連携に協力するものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

活動名	活動内容	利用対象者
日常生活支援活動	<p>利用対象者の居宅を訪問し、利用対象者が自立した生活を送ることができるように次に掲げる活動（要介護認定者の身体介護を除く。）のいずれかを行い利用対象者を支援するものとする。</p> <p>（1）ごみ出し、掃除、洗濯、買物、調理、布団干し等の家事援助</p> <p>（2）外出、通院、買物等への付き添い等の外出支援</p> <p>（3）生活又は身上に関する相談助言等の話し相手</p> <p>（4）その他の生活支援</p>	<p>市内に居住する要介護認定者、要支援認定者及び事業対象者</p>
通いの場活動（一般介護予防事業型）	<p>月2回以上、運動、交流等の多様な活動を行う自主的な通いの場を提供し、1回の開催時間の基準は、2時間以上とし、1回当たり5人以上参加するもの</p>	<p>市内に居住する65歳以上の高齢者（活動内容に応じて、障害者、子育て中の親、その子ども等、幅広い市民を対象とすることができる。）</p>
通いの場活動（介護予防・生活支援サービス事業型）	<p>週1回以上、運動、交流等の多様な活動を行う自主的な通いの場を提供し、1回の開催時間の基準は2時間以上とし、1回当たり5人以上参加するもの（1回当たりの利用者のうち要支援認定者及び事業対象者が半数程度占めるもの）</p>	<p>前項と同様とする。</p>

備考 この表において「事業対象者」とは、介護保険法施行規則第140条の62の4条2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年度厚生労働省告示第197号）に掲げる様式第1（基本チェックリスト）の記入内容が同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した者をいう。

別表第2（第5条関係）

日常生活支援活動

基準額	対象経費	補助金の額
利用対象者のうち支援した実利用者 1人当たり500円（月額） 月上限額10,000円	日常生活支援活動に必要な消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、保険料、利用者に対する支援を行う従事者への謝礼、物品購入費（価格が1品2万円以下の物品）、機器のリース料、その他運営に必要と認められる経費	基準額（月額）の1年度間の合計額と対象経費の実支出額のいずれか低い額

別表第3（第5条関係）

通いの場活動（一般介護予防事業型）

基準額	対象経費	補助金の額
施設整備費 300,000円 （補助金の交付初年度に限る。）	通いの場活動に使用する建物等の修繕料、工事請負費（ただし、対象は新耐震基準適用以降の建物に限る。）及び備品購入費（価格が1品2万円を超える物品）。なお、個人の資産価値を向上させるものを除く。	基準額と対象経費の実支出額のいずれか低い額
初年度開設経費 100,000円 （補助金の交付初年度に限る。）	周知に係る費用その他の開設に必要と認められる費用（施設整備費の対象経費を除く。）	基準額と対象経費の実支出額のいずれか低い額

<p>賃借料 月額 10,000 円</p>	<p>(1) 固定資産税・都市計画税相当分（家屋及び土地）又は家賃相当分 (2) 会場使用料</p>	<p>(1) 基準額と「対象建物の賃借料総額×通いの場活動開催日数÷対象建物の開設日数」で得られた額のいずれか低い額 (2) 基準額と対象経費の実支出額のいずれか低い額</p>
<p>運営費 利用者（市内に居住する65歳以上高齢者に限る。） 1人あたり 100 円 月上限額 6,000 円</p>	<p>通いの場活動に必要な消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、保険料、利用者に対する支援を行う従事者への謝礼、物品購入費（価格が1品2万円以下の物品に限る。）、機器のリース料、その他運営に必要と認められる経費</p>	<p>「基準額×月間延べ利用者数（月上限額を越える場合は、月上限額）」の1年度間の合計額と対象経費の実支出額のいずれか低い額</p>

別表第4（第5条関係）

通いの場活動（介護予防・生活支援サービス事業型）

基準額	対象経費	補助金の額
<p>施設整備費 300,000 円 （補助金の交付初年度に限る。）</p>	<p>通いの場活動に使用する建物等の修繕料、工事請負費（ただし、対象は新耐震基準適用以降の建物に限る。）及び備品購入費（価格が1品2万円を超える物品）。なお、個人の資産価値を向上させるものを除く。</p>	<p>基準額と対象経費の実支出額のいずれか低い額</p>

<p>初年度開設経費 100,000円 (補助金の交付初年度に限る。)</p>	<p>周知に係る費用その他の開設に必要と認められる費用(施設整備費の対象経費を除く。)</p>	<p>基準額と対象経費の実支出額のいずれか低い額</p>
<p>賃借料 月額30,000円</p>	<p>(1) 固定資産税・都市計画税相当分(家屋及び土地)又は家賃相当分 (2) 会場使用料</p>	<p>(2) 基準額と「対象建物の賃借料総額×通いの場活動開催日数÷対象建物の開設日数」で得られた額のいずれか低い額 (2) 基準額と対象経費の実支出額のいずれか低い額</p>
<p>運営費 利用者(市内に居住する65歳以上高齢者に限る。) 1人当たり200円 月上限額10,000円</p>	<p>通いの場活動に必要な消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、保険料、利用者に対する支援を行う従事者への謝礼、物品購入費(価格が1品2万円以下の物品に限る。)、機器のリース料、その他運営に必要と認められる経費</p>	<p>「基準額×月間延べ利用者数(月上限額を越える場合は、月上限額)」の1年度間の合計額と対象経費の実支出額のいずれか低い額</p>

老人福祉法

(老人ホームへの入所等)

第十一条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

- 一 六十五歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。
 - 二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。
 - 三 六十五歳以上の者であつて、養護者がいないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不適當であると認められるものの養護を養護受託者(老人を自己の下に預つて養護することを希望する者であつて、市町村長が適當と認めるものをいう。以下同じ。)のうち政令で定めるものに委託すること。
- 2 市町村は、前項の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所させ、若しくは入所を委託し、又はその養護を養護受託者に委託した者が死亡した場合において、その葬祭(葬祭のために必要な処理を含む。以下同じ。)を行う者がいないときは、その葬祭を行い、又はその者を入所させ、若しくは養護していた養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を行うことを委託する措置を採ることができる。

(措置の解除に係る説明等)

第十二条 市町村長は、第十条の四又は前条第一項の措置を解除しようとするときは、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

老人福祉法施行令

(法第十一条第一項第一号に規定する政令で定める経済的理由)

第六条 法第十一条第一項第一号に規定する政令で定める経済的理由は、次のとおりとする。

- 一 当該六十五歳以上の者の属する世帯が生活保護法による保護を受けていること。
- 二 当該六十五歳以上の者及びその者の生計を維持している者の前年の所得につきその所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(特別区が同法第一条第二項の規定によつて課する同法第五条第二項第一号に掲げる税を含む。以下同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額(当該額が確定していないときは、当該六十五歳以上の者及びその者の生計を維持している者の前々年の所得につきその所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の同法の規定による市町村民税の同号に掲げる所得割の額)がないこと。
- 三 災害その他の事情により当該六十五歳以上の者の属する世帯の生活の状態が困窮していると認められること。

碧南市老人福祉法施行細則

(入所の依頼又は養護の委託等)

第6条 福祉事務所長は、法第11条第1項の規定による措置(以下「入所等の措置」という。)を行うときは、入所させ、若しくは入所を委託し、又は養護を委託しようとする養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム(以下これらを「老人ホーム」という。)の長又は養護受託者に対し、入所依頼書又は養護委託書(以下「依頼書等」という。)により通知しなければならない。

- 2 前項の依頼書等の通知を受けた老人ホームの長又は養護受託者は、入所又は養護について受託するときはその旨を、受託できないときはその旨及びその理由を、速やかに福祉事務所長に通知しなければならない。
- 3 福祉事務所長は、第1項の依頼書等を取り下げるときは、老人ホームの長又は養護受託者に対し、入所依頼取下書又は養護委託取下書により通知しなければならない。
- 4 福祉事務所長は、入所等の措置を廃止するとき、老人ホームの長又は養護受託者に対し、入所依頼解除通知書又は養護委託解除通知書により通知しなければならない。
- 5 前各項の規定は、入所等の措置を行っている施設等被措置者について、入所させ、若しくは入所を委託し、又は養護を委託すべき老人ホーム又は養護受託者を変更する場合に準用する。

安城市老人福祉法施行細則

(入所又は養護の依頼等)

第4条 福祉事務所長は、法第11条第1項各号に規定する措置(以下「入所等の措置」という。)を採ろうとするときは、入所させ、若しくは入所を委託し、又は養護を委託しようとする養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム(以下「老人ホーム」という。)の長又は養護受託者に対し、入所依頼書又は養護依頼書を送付しなければならない。

- 2 前項の依頼書の送付を受けた老人ホームの長又は養護受託者は、入所又は養護について受託する場合はその旨を、入所又は養護について受託できない場合はその旨及びその理由を、速やかに福祉事務所長に通知しなければならない。
- 3 福祉事務所長は、入所等の措置を廃止するとき、老人ホームの長又は養護受託者に対し、入所依頼解除通知書又は養護依頼解除通知書を送付しなければならない。
- 4 前3項の規定は、入所等の措置を採っている被措置者について、入所させ、若しくは入所を委託すべき老人ホーム又は養護を委託すべき養護受託者を変更する場合に準用する。

○安城市社会福祉事務所長事務委任規則

昭和37年11月1日安城市規則第25号

(老人福祉法に関する委任事務)

第6条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく次に掲げる事務は、福祉事務所長に委任する。

- (1) 老人福祉法第10条の4に規定する居宅における介護等の措置に関すること。
- (2) 老人福祉法第11条に規定する老人ホームへの入所等の措置に関すること。
- (3) 老人福祉法第27条に規定する遺留金品の処分に関すること。
- (4) 老人福祉法第28条に規定する費用の徴収に関すること。
- (5) 老人福祉法第36条に規定する調査の嘱託及び報告の請求に関すること。
- (6) 老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第1条の7に規定する養護受託者の申出に関すること。

衣浦六市高齢者福祉会議 輪番表 (案)

	課長・係長会議	係長・担当会議
28年度	刈谷市	知立市
29年度	安城市	高浜市
30年度	知立市	西尾市
31年度	高浜市	碧南市
32年度	西尾市	刈谷市
33年度	碧南市	安城市
34年度	刈谷市	知立市
35年度	安城市	高浜市
36年度	知立市	西尾市